

## 政令第四百十一号

### 統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「、同法」を「並びに同法」に改め、「各種学校」の下に「（別表第四の一の項において「専修学校等」という。）」を加える。

別表第四の一の項第三欄第一号中「同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校並びに」を「専修学校等及び」に改め、「幼保連携型認定こども園」の下に「（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

別表第五第三欄第二号中「を除く。」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

学校保健統計調査の調査方法の変更に伴い、都道府県知事及び地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務の対象に幼保連携型認定こども園を追加する必要があるからである。